

富山県の物品等調達に係る随意契約の実施（随意契約前の公表）

富山県の物品等調達について、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第 100 条第 2 項第 2 号の規定により公表する。

令和 5 年 8 月 3 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約する事項

(1) 購入物品等名及び数量

「富山もようタオル」 300 枚

(2) 購入物品等の規格、機能、性能等

デザイン、品質にこだわり、「富山もよう」を使用して製作したタオル

(3) 納入期限

令和 5 年 9 月 29 日

(4) 納入場所

富山県厚生部薬事指導課

2 契約の相手方の選定の基準及び決定の方法

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図るものとして知事の認定を受けた者。

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

3 その他（問合せ先）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

富山県厚生部薬事指導課薬事係

T E L 076-444-3234

F A X 076-444-3498